

公益社団法人 大阪府理学療法士会

ニュースへの掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人大阪府理学療法士会（以下「府士会」）のニュースへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

(1) 府士会員の臨床活動、職能活動、研究活動に資する情報を発信すること。

(掲載の基準)

第3条

(1) 掲載の対象

府士会に掲載依頼のあった以下のものとする。

- ① 研修会・セミナー・イベントの案内・報告。
- ② 市民対象の公開講座等の案内・報告。
- ③ 理学療法の啓発活動に関する報告・紹介。
- ④ 理学療法士派遣に関する案内・報告。

(2) 掲載の条件

① 府士会および府士会員にとって有益な情報であり、公益性が高い（受益者が一部に偏らない）こと。

② 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。

③ 研修会・セミナー・イベント等に関しては、下記の条件を満たすこと。

ア 主催者が明確であり、営利団体でないこと。または主催者が公益社団法人日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会、府士会が協賛・後援等で支援している団体であること。

イ 受講費等の受益者負担が妥当であること。

④ ③ア、で示した以外の団体が主催する研修会・セミナー・イベント等の場合は、下記の条件を満たすこと。または府士会理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

ア 日程が府士会主催の研修会等の日程と重なっていないこと。

イ 営利目的ではないこと。

ウ 府士会員が参加できること。

エ 府士会員または府士会所属施設からの依頼であること。

オ 近畿地方で開催されるものであること。但し、府士会と特に関連深い団体が主催するものは除く。

カ 研修会・セミナー等の参加には、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと。

(3) 掲載の申込

① 事務局広報部部長に書面にて申請すること。

② 申請の際、下記の必要事項を明記すること。

研修会・セミナー・イベントの名称、主催者名（団体名）、内容、講師氏名、日時、会場、費用、定員、申込方法（郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）、その他

③ 期限に関して、イベント開催日に間に合うようニュース原稿募集締切日とすること。

(4) 掲載料 無料

(補則)

第4条 この規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

第5条 この規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

第6条 この規程は、平成25年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、令和2年7月15日一部改正により施行する。